

「「歯科専門職の資質向上検討会歯科医師ワーキンググループ報告書（案）」
に関する意見の募集の結果について（案）」

平成 26 年 月 日

厚生労働省医政局歯科保健課

標記について、平成 26 年 1 月 29 日から平成 26 年 2 月 19 日までホームページを通じてご意見を募集したところ、16 件のご意見をお寄せいただきました。

今般、お寄せいただいたご意見とそれらに対する歯科専門職の資質向上検討会歯科医師ワーキンググループでの議論を踏まえた考え方について、以下のとおり、とりまとめましたのでご報告いたします。

なお、いただいたご意見等は、とりまとめの便宜上、適宜要約しております。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力を厚く御礼申し上げます。今後とも、厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

主なご意見

〈到達目標、必要な症例数について〉

【意見 1】（類似意見 4 件）

高齢化の進展に伴い、在宅高齢者への歯科診療を行う機会が増加している。そのため、在宅歯科医療や医科・歯科連携等の研修を充実させるべき。

【意見 2】

在宅歯科医療の研修を必須にすべき。

【意見 3】

研修歯科医が研修プログラムを選択する際に参考にできるよう、研修管理委員会は研修実施体制等を明確化すべき。

【意見 4】

研修管理委員会は研修プログラムに到達目標の達成に必要な症例数等を明記し、それらを臨床研修施設間で情報共有し、研修プログラムの作成の際に参考にすべき。

【意見 5】

協力型臨床研修施設においても、到達目標の達成に必要な症例数等を研修プログラムに明記することとするのか。

（意見に対する考え方）

- 超高齢社会に対応できる歯科医師を育成するため、在宅歯科医療や医科・歯科連携等について、より充実した研修プログラムを作成すべきであるとしています。
- 研修管理委員会は、「到達目標」の達成に必要な症例数、研修実施体制等を具体的に研修プログラムに明記するよう変更することとしています。なお、これらは協力型臨床研修施設における研修についても同様に変更することとしています。

〈評価方法について〉

【意見 6】（類似意見：1 件）

到達目標の達成に必要な症例数等を規定する際は、弾力的に対応できるようにすべき。

【意見 7】

到達目標を達成できなかった場合は、未修了となるのか。

【意見 8】

到達目標を達成できなかった場合、補助金は交付されるのか。

（意見に対する考え方）

- 今回の見直しにおいては、症例数の標準化までは行うこととはしていないが、研修プログラムを修了した研修歯科医が経験した平均症例数、当該研修プログラムに明記された目標症例数を達成した者の割合等についての実績報告を行い、次回以降の制度見直しにおいて、標準化の必要性も含めた検討を行う際の基礎資料にすることとしています。
- また、施行通知において、臨床研修の到達目標（臨床歯科医としての適性を除く。）の達成度の評価は、「少なくとも到達目標に示されたすべての項目について目標を達成しなければ、修了と認めてはならないこと。」と規定されています。
- 歯科医師臨床研修の補助金は、研修期間の1年間については、交付対象となりますが、到達目標を達成できなかったこと等による未修了のために延長した期間については、交付対象外となります。

〈研修期間について〉

【意見 9】（類似意見：1 件）

麻酔研修等を行い、全身管理ができる歯科医師を育成するために、研修期間を2年にすべき。

【意見 10】

研修期間は安易に延長すべきではない。

（意見に対する考え方）

- 全身管理や医科・歯科連携等の項目について、より充実した研修を実施するため、2

年プログラムについての配慮も必要であるとしています。

- 研修期間については、今後、研修歯科医 1 人が経験すべき症例数及び症例内容、到達目標と一体的に見直すこととしています。

〈臨床研修施設の指定及び取消しについて〉

【意見 1 1】（類似意見：2 件）

2 年連続して研修歯科医の受入れ実績のない臨床研修施設は指定取消しとすべき。

【意見 1 2】

受け入れ実績のある臨床研修施設においても、研修実施体制等が不適切な場合にも、指定の取消しを行うべき。

【意見 1 3】

臨床研修施設の客観的な評価をし、結果を公表すべき。

【意見 1 4】

臨床研修施設の研修実施体制等を評価し、それに応じた補助金を交付すべき。

（意見に対する考え方）

- 例えば 3 年間連続して研修歯科医を受け入れていない協力型臨床研修施設については、研修管理委員会の意見等を総合的に勘案し、原則、群からの削除を行うこととしています。また、協力型臨床研修施設のみに指定されている臨床研修施設がすべての臨床研修施設群から削除された場合は、原則、指定の取り消しを行うこととしています。
- 単独型・管理型臨床研修施設についても、例えば 3 年間連続して研修歯科医を受け入れていない場合は、医道審議会の意見を総合的に勘案し、原則、指定の取消しを行うこととしています。
- 省令第 6 条において、臨床研修施設の指定の基準について、「適切な指導体制を有していること」等が規定されており、省令第 14 条において、これらに違反した場合は、厚生労働大臣は指定を取り消すことができると規定されています。
- 臨床研修施設の客観的な評価やそれに応じた補助金の交付については、評価項目や基準等を明確化した上で検討を行う必要があります。

〈指導歯科医について〉

【意見 15】

病院歯科で勤務する歯科医師は複数日連続して指導歯科医講習会に参加することは困難である。そのため、単位制にする等、受講しやすい環境にすべき。

【意見 16】

指導歯科医は指導歯科医講習会を繰り返し受講すべき。

(意見に対する考え方)

- 指導歯科医講習会の実施方法、繰り返し受講等について、別途検討の場を設けることとしています。

〈研修歯科医の地域偏在等について〉

【意見 17】

全身管理の研修等をより充実させるために、病院歯科が単独型・管理型臨床研修施設として臨床研修に参画できるようにすべき。

【意見 18】(類似意見：2件)

研修歯科医の採用について、大学や都会への偏重を是正するような施策を検討すべき。

(意見に対する考え方)

- 全身管理の研修の充実、病院歯科及び歯科診療所が単独型・管理型臨床研修施設として、臨床研修への参画を推進していくために必要な施策等について、引き続き検討をする必要があるとしています。
- 研修歯科医の地域偏在については、歯科医師の地域偏在の動向等を踏まえ、検討を行う必要があるとしています。

〈臨床研修制度の周知について〉

【意見 19】

患者に向けて、臨床研修制度を周知するための媒体を作成し、臨床研修施設等に配布すべき。

(意見に対する考え方)

- 国民に向けて、臨床研修制度を周知するための媒体を作成することとしています。

〈研修歯科医の採用について〉

【意見 20】

募集定員が少数の病院歯科や歯科診療所等において、国家試験の結果等により募集定員に欠員が生じることを防ぐため、採用の際に、CBTの結果等を利用すべき。

【意見 21】

歯科医師臨床研修マッチングを国家試験後に行うべき。

(意見に対する考え方)

- 研修歯科医の選考の際に、連携ログブック、CBT・OSCEの結果等を活用することを推奨することとしています。
- 歯科医師臨床研修マッチングを国家試験後に行うことは、臨床研修を円滑に開始できることを考慮した上で検討を行う必要があります。

〈その他について〉

【意見 22】

研修に影響のない範囲内でのアルバイトは一定の条件を定めて認めるべき。

(意見に対する考え方)

- 歯科医師法第16条の3に「臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならない。」と規定されています。